

「特定個人情報保護評価（個人住民税課税事務）」（素案）について、
市民の皆様からご意見を募集します。

意見募集の趣旨

国が定める地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、徳島市では、令和7年（2025年）1月から、ガバメントクラウドを活用した新システムでの運用を開始する予定です。ガバメントクラウド（注1）の利用開始に伴い、特定個人情報（注2）の保存場所が変更となることから、特定個人情報の漏えい防止等の対策を記載するため、「特定個人情報保護評価書」を変更します。

評価書の変更に伴い、パブリックコメント（意見募集）を実施します。この評価書をよりよい評価書とするため、市民の皆様の意見をうかがい、反映させていきたいと考えています。皆様からのご意見を、お待ちしております。

注1 「ガバメントクラウド」とは、地方公共団体が標準準拠システム等を利用できるように、国が地方公共団体に対して提供するクラウドサービスをいいます。

注2 「特定個人情報」とは、マイナンバーを含む個人情報をいいます。

ご意見の提出方法

募集期間 令和6年7月24日（水曜） から 令和6年8月22日（木曜） まで

意見を提出できる方 どなたでも可

資料の閲覧

- 資料名 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」
評価書名 「個人住民税課税事務 全項目評価書」
- 施設での閲覧 以下の施設で資料の閲覧ができます。
(1) 市役所本庁舎2階 市民税課（22番）
(2) 本市内の各支所
- 本市ホームページでの閲覧 以下のページから資料の閲覧ができます。
https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kurashi/zeikin/kojin_zei/101100a20240724.html

提出方法等

次のいずれかの方法により、ご意見をお寄せください。

- 様式 様式は本市ホームページにも掲載していますが、任意様式でもかまいません。
以下の項目を記入してください。
(1) 表題
「全項目評価書（個人住民税課税事務）の素案に関する意見書」のように表題を記してください。表題がない場合や分かりづらい場合は本件の意見として取り扱われない場合があります。
(2) ご意見とその理由
(3) 氏名・住所・連絡先（任意）
- 提出方法
(1) 持参
平日の午前8時30分から午後5時までの間に、下記の提出先までお願いします。
(2) 郵送
下記提出先までお送りください。
(3) FAX
088-621-5456
(4) eメール
simin_zei@city-tokushima.i-tokushima.jp

提出先（お問い合わせ先）

徳島市 財政部 税務事務所 市民税課
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館2階
電話番号：088-621-5063・5064・5065

※ご意見等の取扱い

- いただいたご意見等は、意見募集の終了後、概要をとりまとめ、ホームページ等で公表します。
- ご意見等に対する個別の回答はいたしません。ご了承ください。
- 意見募集で収集した個人情報につきましては、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱い、他の目的には一切使用しません。

皆様からのご
意見をお待ち
しています！

